

# 若松税理士事務所通信

平成29年7月号 No.57

## <ごあいさつ>

今年の梅雨も、昨年と同様に晴れの日が多いように感じます。しかしながら、雨が降る時は集中的に降ったりしますので、梅雨明けまでは注意が必要です。また、お車の運転の際は、いつも以上にご注意下さい。

## <セルフメディケーション税制について>

この制度は、適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、①**特定健康診査（いわゆるメタボ健診）**、②**予防接種**、③**定期健康診断（事業主健診）**、④**健康診査**、⑤**がん検診のいずれかを受けている者（健診等の証明書が必要）**が、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等を購入し、その費用が年間1万2千円を超えた場合には、**1万2千円を超える部分の金額について、確定申告で、8万8千円を限度にその年分の総所得金額等から控除**することができます。（適用期間：平成29年1月1日から平成33年12月31日）

制度の対象となる特定一般用医薬品等は、要指導医薬品および一般用医薬品のうち、医療用から一般用へ転用されたOTC医薬品です。なお、対象となる多くの医薬品のパッケージには、制度の対象であることを示す識別マークが表示されています。

セルフメディケーション  
税 控除 対象

また、この制度は、従来からある**医療費控除と選択で適用**することができます。ちなみに、同一世帯の中に、従来からある医療費控除により申告をする人と、セルフメディケーション税制により申告をする人がいても問題はありません。

なお、平成29年分から平成31年分までの確定申告については、現行の医療費の領収書又は医薬品購入費の領収書の添付又は提示により、医療費控除又はセルフメディケーション税制の適用を受けることができます。ただし、通信販売等で対象医薬品を購入した場合、自宅のプリンタ等で出力した領収書等は、証明書類の原本ではないため、証明書類として確定申告に用いることはできないとされています。そのため、インターネット等の通信販売で、対象医薬品を購入した場合は、その通信販売等の会社に対して、改めて証明書類を発行してもらう必要があります。

## <6月・7月の税金関係>

- ① 5月決算の確定申告・11月決算の中間申告
- ② 源泉所得税（納特）の納付・・・7月10日（月）
- ③ 個人所得税の予定納税の納付・・・7月末日
- ④ 固定資産税の納付（第2期分）・・・7月末日
- ⑤ 個人事業税の納付・・・8月末日
- ⑥ 個人事業者の消費税等の中間申告・・・8月末日
- ⑦ 個人市県民税の納付（第2期分）・・・8月末日

## <若松家の出来事>

現在、長男（年中）、次男（年少）、長女（9ヶ月）の3児の父親として育児に奮闘しております。

先月は、2泊3日で東京ディズニーリゾートへ家族旅行に行ってきました。トイストーリーが大好きな長男の希望で、関連のアトラクションやショーを中心に楽しむことができました。大好きなキャラクター達にも触れ合えて、長男と次男は大興奮！今回は、乗れる乗り物も増えて、今まで以上に楽しむことができました。

今年も毎年の恒例の家族写真を撮りに行って来ました。子供達の成長を再確認できる良い機会になります。

今後も、諸先輩方には、子育て等色々のご指導頂ければ幸いです。



最後までお読みいただきありがとうございます。

ご質問等ございましたら、  
電話・メール・FAXにて  
お気軽にご連絡下さい。

若松大介税理士事務所  
下関市南部町2-7-2F  
(弁護士法人ラグーン本店2階)  
電話：083-234-1448  
FAX：083-234-1449  
E-mail：info@wakamatsu-office.com  
HP：www.wakamatsu-office.com

